

令和４年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	49	複数共通 (収納課)	6	情報共有体制の整備	—	意見	慎重を要するものの、非強制徴収公債権および私債権につき、各担当課間で滞納者に係る情報共有を行う仕組みを検討するのが望ましい。	各担当課で収集した滞納者に係る情報を他部署に提供することは保有個人情報の目的外利用に該当すると思料する。 そのため、滞納者に係る情報の共有には慎重を期す必要があるため、本市では、情報の提供を受ける部署が滞納者から個人情報提供に係る同意書の提出を受けた場合に、部署間で滞納者に係る情報共有を行えるものとし、関係部署に周知する。
R4年度	319	港湾漁港課	32	遅延損害金等の徴収	港湾施設使用料（特別会計）	指摘	滞納債権に関する延滞金を計算・徴収すべきである。	収入未済分は令和６年度末で完済となった。 当該滞納債権に関する延滞金は、包括外部監査人が報告書P.40で示しているとおり、既に長期間にわたり請求されておらず、今後全庁的な方針が整理された場合であっても、延滞金のみを時間経過後に請求することは、信義則違反等となる可能性が考えられる。 したがって、本件については延滞金の計算・徴収の対象としないものとするが、今後新たな滞納債権が発生する場合には、本指摘を踏まえ、本人の返済能力等を考慮し方針を検討する。
R4年度	323	港湾漁港課	39	遅延損害金等の徴収	電気使用料（一般会計）	意見	少額になると予想されるが、不徴収の法的根拠がない限り遅延損害金は計算・徴収すべきである。	令和６年度に当該債権の徴収が終了した。 遅延損害金については、包括外部監査人が報告書P.40で示しているとおり、既に長期間にわたり請求されておらず、今後全庁的な方針が整理された場合であっても、遅延損害金のみを時間経過後に請求することは、信義則違反等となる可能性が考えられる。 したがって、本件については遅延損害金の計算・徴収の対象としないものとするが、今後新たな滞納債権が発生する場合には、本指摘を踏まえ、本人の返済能力等を考慮し方針を検討する。

監査 年度	報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R4年度	365	学校教育課	60	財産調査・ 履行延期の 特約等の措 置	中学校就学 援助費	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	法務手続・民事執行の手続を取ることを前提として、債務者に対し、自宅訪問、電話連絡、督促状・支払催告書・催告書を送付の方法により、継続して納付折衝をした結果、完納された。 なお、遅延損害金の徴収については、包括外部監査人が報告書P.40で示しているとおり、既に長期間にわたり請求されておらず、今後全庁的な方針が整理された場合であっても、遅延損害金のみを時間経過後に請求することは、信義則違反等となる可能性が考えられる。 したがって、本件については遅延損害金の計算・徴収の対象としないものとするが、今後新たな滞納債権が発生する場合には、本指摘を踏まえ、本人の返済能力等を考慮し方針を検討する。

令和5年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R5年度	63	危機管理課	3	危機管理課の事業	防災情報網管理事業 (防災行政無線の保守管理委託及びバッテリー修繕(交換))	指摘	契約金額から呉市契約規則等によれば原則として入札手続が要求される場合、安易に随意契約を行うことなく、積極的に入札手続の可否を検討すべきである。また随意契約によらざるを得ない場合でも、このための根拠資料を取得すべきである。	令和6年度の執行の際には、同業他社へ聞き取りを行い、「メーカー独自のシステムにつき対応不可」、「障害が発生した場合復旧できない」旨の回答を得たことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結している。 今後の契約手続の際には、これらの根拠資料を添えて行うこととする。
R5年度	66	危機管理課	10	危機管理課の事業	防災情報網整備事業 (一斉電話伝達サービス構築業務)	意見	原則として入札手続によるべき場合(少額を理由として随意契約を行う場合以外)で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。	特定の事業者が開発したシステムは著作権等の事由から、同業他社にシステム情報の開示がされることはなく、保守管理することができないことは確認済みである。 今後、随意契約を締結する場合には、その根拠資料を添えて行うこととする。
R5年度	71	危機管理課	11	危機管理課の事業	防災情報システム管理事業 (防災ライブカメラサービス提供業務)	意見	原則として入札手続によるべき場合(少額を理由として随意契約を行う場合以外)で随意契約とする場合には、実際に他社では業務遂行できない旨をシステム開発業者ら同業他社に確認する等、客観的に随意契約によらざるを得ないことを根拠づける資料の確保が望ましい。	特定の事業者が開発したシステムは著作権等の事由から、同業他社にシステム情報の開示がされることはなく、保守管理することができないことは確認済みである。 今後、随意契約を締結する場合には、その根拠資料を添えて行うこととする。

監査 年度	報告書 ページ	所属 名称	No.	区分	名称等	指摘 事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R5年度	80	地域協働課	13	国土強靱化 地域計画関 連事業	まちづくりセ ンタートイ レ・空調整備 外	意見	同一機種，機材の一括導入による単価減額， 一括請負による価格減額などの検討，打診を 行うことが望ましい。	施設空調は，施設の規模や構造等により，必要 とされる空調の能力や施工が多岐に渡るため， 同一機種を導入するためには具体的な施設の現 状を踏まえた判断が必要であり，従来より検討 を行っているが，保管場所やコストの問題から 実施には至っていない。 また，一括請負は，スケールメリットによるコ スト削減が図れる一方，工期を長く設定する必 要があり，工期に係る経費も増加する。 さらに，業者選定においても，大規模な工事発 注となり，受注対象業者が限定されるため，一 括請負が適しているかどうかは，対象施設に応 じた具体的な検討を行いながら対応している。 機材のみを市で一括導入し，施工業者に発注し コストダウンを試みることも検討したが，購入 した機材の長期保管が必要となる場合があり， 保管場所の確保やそれに伴うコストが発生する ことが懸念される。 これらの採用に当たっては，今後もこうした視 点を踏まえ，対象施設で最も効率的・経済的 となる施工や発注手法を検討し，行うこととす る。